

要求水準書における主な変更箇所（令和３年６月８日公表以降）

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後
1	P.5 第1-5イ（イ）	（イ）運転管理 ・ 運転管理計画の策定等 ・ 日常点検 ・ 取水口の運転管理 ・ 沈砂池の運転管理 ・ 凝集沈澱池の運転管理 ・ 薬品類の管理 ・ 配水量、配水吐出圧の管理 ・ 水利使用許可に伴う対応 ・ 水道事業からのバックアップ対応 ・ <u>運転管理システムの構築</u>	（イ）運転管理 ・ 運転管理計画の策定等 ・ 日常点検 ・ 取水口の運転管理 ・ 沈砂池の運転管理 ・ 凝集沈澱池の運転管理 ・ 薬品類の管理 ・ 配水量、配水吐出圧の管理 ・ 水利使用許可に伴う対応 ・ 水道事業からのバックアップ対応
2	P.5 第1-5イ（ウ）	（ウ） 水質管理 ・ 原水、供給水の水質の測定、記録 ・ 浄水処理過程における処理効果の確認 ・ 原水水質の監視 ・ 外部機関との技術協力 ・ <u>水質相談対応</u> なお、運転管理及び水質管理業務については、市水道事業の主力浄水場である柴島浄水場構内に位置する東淀川浄水場の立地特性により、浄配水場に係る運転管理の一元化、浄水処理及び水質管理の一体化、排水処理施設の共用等、上工水一体によるシステムが既に市によって構築されているため、市への委託を<u>原則</u>とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結するものとする。 <u>また、運営権者が実施する場合は、事業を開始するまでに、運営権者自らが、工業用水道単独の運転管理システムを構築する。</u>	（ウ） 水質管理 ・ 原水、供給水の水質の測定、記録 ・ 浄水処理過程における処理効果の確認 ・ 原水水質の監視 ・ 外部機関との技術協力 なお、運転管理及び水質管理業務については、市水道事業の主力浄水場である柴島浄水場構内に位置する東淀川浄水場の立地特性により、浄配水場に係る運転管理の一元化、浄水処理及び水質管理の一体化、排水処理施設の共用等、上工水一体によるシステムが既に市によって構築されているため、市への委託とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結するものとする。
3	P.9 第1-7表1-1要求水準書の構成 「各要求水準の項目の構成」欄	運営権者は、業務毎の要求水準を適切に理解し、原則、関係法令、条例等や運営権者において策定した諸規程等を遵守したうえで、各業務を履行することとする。左記の要求水準の構成については次のとおりである。 1 基本方針 2 業務範囲 3 要求水準 4 参照文書・・・要求水準の根拠となる市の<u>規定</u>類やマニュアル類を指す。	運営権者は、業務毎の要求水準を適切に理解し、原則、関係法令、条例等や運営権者において策定した諸規程等を遵守したうえで、各業務を履行することとする。左記の要求水準の構成については次のとおりである。 1 基本方針 2 業務範囲 3 要求水準 4 参照文書・・・要求水準の根拠となる市の<u>規程</u>類やマニュアル類を指す。

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後																																																				
4	P. 9 第1-7表1-1 注1）	注1）取水管及び <u>その</u> 附属設備に関する業務は「第3 浄水場及び配水場の管理運営 に関する要求水準」に、配水管及びその附属設備に関する業務は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」にそれぞれ記載している。	注1）取水管及び <u>浄配水場の構内配管並びにこれらの</u> 附属設備に関する業務は「第3 浄水場及び配水場の管理運営に関する要求水準」に、配水管及びその附属設備に関する業務は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」にそれぞれ記載している。																																																				
5	P. 29 第2-3(3)キ(ア) の最後に追加	—	C 本事業期間中を通じて(A)及び(B)の事項を記載した施設機能確認報告書を作成し、本事業終了日の180 日前までに市又は市が指定する者に電子データ（市又は市が指定する者が必要とする場合には画面コピー等のハードコピーも含む。）で提出すること。 (A) 運営権設定対象施設における維持修繕及び更新の状況（状態監視保全の結果を含む） (B) 運営権設定対象施設に関する留意点																																																				
6	P. 31 第2-4	<u>⑬事業用資産の目的外使用を許可する場合の取扱いの基準について</u> ：（3）	⑬事業用資産の目的外使用にかかる審査基準等について ：（3）																																																				
7	P. 35 第3-3(1) 表3-1	<table><tr><td rowspan="4">東 淀 川 浄 水 場</td><td rowspan="4">浄水 施設</td><td>受配電設備</td><td>一式</td></tr><tr><td colspan="2">取水ポンプ場受配電設備：<u>第1変電所工水東淀川取水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u>と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより<u>電源</u>側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td colspan="2">配水ポンプ場受配電設備：<u>第1変電所工水東淀川配水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u>と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより<u>電源</u>側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td colspan="2">工業用水道沈澱池配電設備：<u>第1洗浄ポンプ場工水沈澱遮断器と高圧ケーブルの接続点を分界点及び3系凝集沈澱池との連絡断路器</u>と高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより<u>電源</u>側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水質計器類</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>監視制御設備</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">（制御装置、LCD 監視装置等）</td></tr></table>	東 淀 川 浄 水 場	浄水 施設	受配電設備	一式	取水ポンプ場受配電設備： <u>第1変電所工水東淀川取水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u> と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。		配水ポンプ場受配電設備： <u>第1変電所工水東淀川配水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u> と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。		工業用水道沈澱池配電設備： <u>第1洗浄ポンプ場工水沈澱遮断器と高圧ケーブルの接続点を分界点及び3系凝集沈澱池との連絡断路器</u> と高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。				水質計器類	一式			（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）				監視制御設備	一式			（制御装置、LCD 監視装置等）		<table><tr><td rowspan="4">東 淀 川 浄 水 場</td><td rowspan="4">浄水 施設</td><td>受配電設備</td><td>一式</td></tr><tr><td colspan="2">取水ポンプ場受配電設備：取水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより上位(電源)側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td colspan="2">配水ポンプ場受配電設備：配水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより上位(電源)側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td colspan="2">工業用水道沈澱池配電設備：沈澱池にある引1号断路器盤並びに引込2号断路器盤内の各断路器と上位側からの各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより上位(電源)側は施設管理の対象外とする。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水質計器類</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>監視制御設備</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">（制御装置、LCD 監視装置等）</td></tr></table>	東 淀 川 浄 水 場	浄水 施設	受配電設備	一式	取水ポンプ場受配電設備： 取水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの 各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。		配水ポンプ場受配電設備： 配水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの 各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。		工業用水道沈澱池配電設備： 沈澱池にある引1号断路器盤並びに引込2号断路器盤内の各断路器と上位側からの各高圧ケーブルの 接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。				水質計器類	一式			（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）				監視制御設備	一式			（制御装置、LCD 監視装置等）	
東 淀 川 浄 水 場	浄水 施設	受配電設備			一式																																																		
		取水ポンプ場受配電設備： <u>第1変電所工水東淀川取水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u> と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		配水ポンプ場受配電設備： <u>第1変電所工水東淀川配水ポンプ場1号線及び2号線遮断器</u> と各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		工業用水道沈澱池配電設備： <u>第1洗浄ポンプ場工水沈澱遮断器と高圧ケーブルの接続点を分界点及び3系凝集沈澱池との連絡断路器</u> と高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより <u>電源</u> 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		水質計器類	一式																																																				
		（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）																																																					
		監視制御設備	一式																																																				
		（制御装置、LCD 監視装置等）																																																					
東 淀 川 浄 水 場	浄水 施設	受配電設備	一式																																																				
		取水ポンプ場受配電設備： 取水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの 各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		配水ポンプ場受配電設備： 配水ポンプ場にある1号受電盤並びに2号受電盤内の各断路器と上位側からの 各高圧ケーブルの接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		工業用水道沈澱池配電設備： 沈澱池にある引1号断路器盤並びに引込2号断路器盤内の各断路器と上位側からの各高圧ケーブルの 接続点を分界点とし、これより 上位(電源) 側は施設管理の対象外とする。																																																					
		水質計器類	一式																																																				
		（採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）																																																					
		監視制御設備	一式																																																				
		（制御装置、LCD 監視装置等）																																																					

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後
8	P. 41 第3-3(2) 運転管理	運転管理については、 <u>別途契約に基づき、市水道事業への委託を原則とする。なお、運営権者にて運転管理を実施する場合は、第1－5(1)イのとおり、運営権者自らが工業用水道単独の運転管理システムを構築し、</u> 「4 参照文書」で示す市の取組実績※⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛を理解したうえで、アから <u>㉜</u> に示す業務を行うこと。	運転管理については、「4 参照文書」で示す市の取組実績※㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲を理解したうえで、アから <u>㊳</u> に示す業務を行うこと。 なお、これらについては別途契約に基づき、市水道事業へ委託することとする。
9	P. 41 第3-3(2) ウ(ア)	(ア) 市が河川管理者に提出する運用基準※㉞を遵守し、最大取水量は毎秒1.817 m3を超過しないこと。なお、当該運用基準については、本事業期間中の変更が予定されている。	(ア) 市が河川管理者に提出する運用基準※㉟を遵守し、最大取水量は毎秒1.817 m3 (水利使用許可の更新等に伴って、最大取水量が変更となった場合は、変更後の最大取水量) を超過しないこと。なお、当該運用基準については、本事業期間中の変更が予定されている。
10	P. 43 第3-3(2) ク	河川法、河川法施行規則及び水利使用規則に基づき、河川からの取水量を計測し、 <u>記録するとともに、市が河川管理者に提出する取水量報告等の必要書類については、1ヵ月単位で整理を行い、市に提出</u> すること。	河川法、河川法施行規則及び水利使用規則に基づき、河川からの取水量を計測すること。

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後																																						
11	P. 43 第3-3(2) コ	<u>コ 運転管理システムの構築</u> <u>(ア) AからGに示す作業について、遠隔で実施できる運転管理システムを構築すること。なお、[]内は関連する要求事項を示す。</u> <u>A 最大取水量を管理するため、取水量を計測・制御できること。[ウ(ア)]</u> <u>B 沈砂池の水位を計測・制御できること。[エ(ア)]</u> <u>C 凝集沈澱池において、濁度を計測できること。[オ(ア)]</u> <u>D 凝集沈澱池に堆積したスラッジを、計画的に排水処理施設へ送泥できること。[オ(ウ)]</u> <u>E 原水水質に応じて、硫酸ばんど、かせいソーダ、次亜塩素酸ナトリウムが適切に注入できること。[カ(ア)]</u> <u>F 東淀川浄水場、桜宮配水場、鶴見配水場、北港加圧ポンプ場において、配水吐出圧を計測・制御できること。[キ(イ)]</u> <u>G 桜宮配水場、鶴見配水場において、水位を計測・制御できること。[キ(ウ)]</u> <u>(イ) 運転管理システムの構築にあたっては、新たに監視制御設備（以下「新設監視制御設備」という。）を設置することとし、市が保有する既設の監視制御設備（以下「既設監視制御設備」という。）を改造し、利用することはできないものとする。</u> <u>(ウ) 各施設における新設監視制御設備の設置面積及び積載荷重は、表3－3を満たすものであること。また、新設監視制御設備の設置にあたっては、既存施設の構造計算書を十分に確認し、必要に応じて、補強等の措置を講ずること。なお、設置場所については、各施設の維持管理特性を踏まえ、市が指定する。</u> <u>表3－3 新設監視制御設備の設置面積及び積載荷重</u> <table><tr><th>番号</th><th>施設</th><th>設置面積</th><th>積載荷重</th></tr><tr><td>1</td><td>東淀川浄水場取水ポンプ場</td><td>1.0m²未満</td><td>360kg/m²未満</td></tr><tr><td>2</td><td>東淀川浄水場凝集沈澱池</td><td>1.4m²未満</td><td>180kg/m²未満</td></tr><tr><td>3</td><td>東淀川浄水場配水ポンプ場</td><td>10.2m²未満</td><td>180kg/m²未満</td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td>東淀川浄水場薬品注入設備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>A 硫酸ばんど、かせいソーダ</td><td>2.9m²未満</td><td>250kg/m²未満</td></tr><tr><td>B 次亜塩素酸ナトリウム</td><td>2.0m²未満</td><td>1,000kg/m²未満</td></tr><tr><td>5</td><td>桜宮配水場配水ポンプ場</td><td>3.0m²未満</td><td>500kg/m²未満</td></tr><tr><td>6</td><td>鶴見配水場配水ポンプ場</td><td>4.7m²未満</td><td>300kg/m²未満</td></tr><tr><td>7</td><td>北港加圧ポンプ場</td><td>2.0m²未満</td><td>400kg/m²未満</td></tr></table> <u>(エ) 運転管理システムについては、既設監視制御設備と新設監視制御設備の責任分界点が明確であり、また、既設監視制御設備への切替えが容易にできるものであること。</u>	番号	施設	設置面積	積載荷重	1	東淀川浄水場取水ポンプ場	1.0m ² 未満	360kg/m ² 未満	2	東淀川浄水場凝集沈澱池	1.4m ² 未満	180kg/m ² 未満	3	東淀川浄水場配水ポンプ場	10.2m ² 未満	180kg/m ² 未満	4	東淀川浄水場薬品注入設備			A 硫酸ばんど、かせいソーダ	2.9m ² 未満	250kg/m ² 未満	B 次亜塩素酸ナトリウム	2.0m ² 未満	1,000kg/m ² 未満	5	桜宮配水場配水ポンプ場	3.0m ² 未満	500kg/m ² 未満	6	鶴見配水場配水ポンプ場	4.7m ² 未満	300kg/m ² 未満	7	北港加圧ポンプ場	2.0m ² 未満	400kg/m ² 未満	—
番号	施設	設置面積	積載荷重																																						
1	東淀川浄水場取水ポンプ場	1.0m ² 未満	360kg/m ² 未満																																						
2	東淀川浄水場凝集沈澱池	1.4m ² 未満	180kg/m ² 未満																																						
3	東淀川浄水場配水ポンプ場	10.2m ² 未満	180kg/m ² 未満																																						
4	東淀川浄水場薬品注入設備																																								
	A 硫酸ばんど、かせいソーダ	2.9m ² 未満	250kg/m ² 未満																																						
	B 次亜塩素酸ナトリウム	2.0m ² 未満	1,000kg/m ² 未満																																						
5	桜宮配水場配水ポンプ場	3.0m ² 未満	500kg/m ² 未満																																						
6	鶴見配水場配水ポンプ場	4.7m ² 未満	300kg/m ² 未満																																						
7	北港加圧ポンプ場	2.0m ² 未満	400kg/m ² 未満																																						

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後
12	P. 43 第3-3(3)水質管理	水質管理については、 <u>別途契約に基づき、市水道事業への委託を原則とする。なお、運営権者にて水質管理を実施する場合は、「4 参照文書」で示す市の取組実績※③を理解したうえで、アからオに示す業務を行うこと。</u>	水質管理については、アから エ に示す業務を行うこと。 なお、これらについては別途契約に基づき、市水道事業へ委託することとする。
13	P. 43 第3-3(3)ア	ア これまで市が行ってきた処理過程における原水、供給水の水質データ「大阪市水道局水質試験所調査研究ならびに試験成績（平成19年度～令和元年度）」※ ③ と同等以上の項目、頻度、方法によって、水質を測定し、その結果を記録するとともに、年に1回、市へ報告すること。	ア これまで市が行ってきた処理過程における原水、供給水の水質データ「大阪市水道局水質試験所調査研究ならびに試験成績（平成19年度～令和元年度）」※ ③ と同等以上の項目、頻度、方法によって、水質を測定し、その結果を記録するとともに、年に1回、市へ報告すること。
14	P. 44 第3-3(3)オ	<u>オ 利用者等から水質相談があった場合は、必要に応じて水質検査を行う等、丁寧な対応に努めること。</u>	—
15	P. 45 第3-4参照文書	(中略) <u>②③ 年間水量計画・実績（記録）管理マニュアル：（2）</u> <u>②④ 凝集沈澱池運転マニュアル：（2）</u> <u>②⑤ 沈澱池水質監視マニュアル：（2）</u> <u>②⑥ 配水ポンプ・浄配水池運転マニュアル：（2）</u> <u>②⑦ 変電所・配電設備運転マニュアル：（2）</u> <u>②⑧ 運転監視業務マニュアル：（2）</u> <u>②⑨ 構内巡視点検マニュアル：（2）</u> <u>②⑩ 薬品注入（硫酸ばんど、かせいソーダ、次亜塩素酸ナトリウム）マニュアル：（2）</u> <u>②⑪ 原水異常時対応判断マニュアル：（2）</u> <u>②⑫ 大阪市工業用水道の取水に係る工業用水道取水規程：（2）</u> <u>②⑬ 大阪市水道局 水質試験所調査研究ならびに試験成績：（3）</u>	(中略) ②③ 凝集沈澱池設備管理マニュアル：（2） ②④ 配水ポンプ・浄配水池設備管理マニュアル：（2） ②⑤ 薬品注入設備管理マニュアル：（2） ②⑥ 変電所・配電設備管理マニュアル：（2） ②⑦ 構内巡視点検マニュアル：（2） ②⑧ 浄配水場運転監視管理マニュアル：（2） ②⑨ 凝集沈澱池運転マニュアル：（2） ②⑩ 配水ポンプ・浄配水池運転マニュアル：（2） ②⑪ 変電所・配電設備運転マニュアル：（2） ②⑫ 薬品注入（硫酸ばんど、かせいソーダ、次亜塩素酸ナトリウム）マニュアル：（2） ②⑬ 原水水質異常時対応判断マニュアル：（2） ②⑭ 大阪市工業用水道の取水に係る工業用水道取水規程：（2） ②⑮ 大阪市水道局 水質試験所調査研究ならびに試験成績：（3）

番号		該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後																																																																																																																																																																																																								
16		P. 48 第4-3（1） 表4-1	（図・省略） 図４－１　工業用水道管路の機能分類 運用上の補完管路　35km 末端管路　　　　　37km 図４－２　工業用水道管路の機能分類：位置図（2021年５月１日時点）	（図・省略） 図４－１　工業用水道管路の機能分類 運用上の補完管路　　34km 末端管路　　　　　　38km 図４－２　工業用水道管路の機能分類：位置図（2022年 3 月 1 日時点）																																																																																																																																																																																																								
17		P. 53 第4-3(1)エ 表4-4	表４－４　撤去対象の対象管路 <table><tr><td></td><td>区</td><td>場所</td><td>布設 年度</td><td>土被り （m）</td><td>管種</td><td>口径 （mm）</td><td>延長 （m）</td></tr><tr><td colspan="8">（中略）</td></tr><tr><td>10</td><td>都島</td><td>都島南通２丁目～中野町２丁目</td><td>1965</td><td>1.3</td><td>F A</td><td>φ 500 他</td><td>1,220</td></tr><tr><td>14</td><td>城東</td><td>今福南４丁目～緑２丁目</td><td>1965</td><td>1.3</td><td>F A</td><td>φ 200</td><td>2,190</td></tr><tr><td>19</td><td>城東</td><td>野江１丁目</td><td>1965</td><td>1.3</td><td>F A</td><td>φ 150</td><td>50</td></tr><tr><td colspan="7">合計</td><td>19,140</td></tr></table>		区	場所	布設 年度	土被り （m）	管種	口径 （mm）	延長 （m）	（中略）								10	都島	都島南通２丁目～中野町２丁目	1965	1.3	F A	φ 500 他	1,220	14	城東	今福南４丁目～緑２丁目	1965	1.3	F A	φ 200	2,190	19	城東	野江１丁目	1965	1.3	F A	φ 150	50	合計							19,140	表４－４　撤去対象の対象管路 <table><tr><td></td><td>区</td><td>場所</td><td>布設 年度</td><td>土被り （m）</td><td>管種</td><td>口径 （mm）</td><td>延長 （m）</td></tr><tr><td colspan="8">（中略）</td></tr><tr><td>10</td><td>都島</td><td>都島南通２丁目～中野町２丁目</td><td>1965</td><td>1.3</td><td>F A</td><td>φ 500 他</td><td>1,200</td></tr><tr><td colspan="7">合計</td><td>16,880</td></tr></table>		区	場所	布設 年度	土被り （m）	管種	口径 （mm）	延長 （m）	（中略）								10	都島	都島南通２丁目～中野町２丁目	1965	1.3	F A	φ 500 他	1,200	合計							16,880																																																																																																																								
	区	場所	布設 年度	土被り （m）	管種	口径 （mm）	延長 （m）																																																																																																																																																																																																					
（中略）																																																																																																																																																																																																												
10	都島	都島南通２丁目～中野町２丁目	1965	1.3	F A	φ 500 他	1,220																																																																																																																																																																																																					
14	城東	今福南４丁目～緑２丁目	1965	1.3	F A	φ 200	2,190																																																																																																																																																																																																					
19	城東	野江１丁目	1965	1.3	F A	φ 150	50																																																																																																																																																																																																					
合計							19,140																																																																																																																																																																																																					
	区	場所	布設 年度	土被り （m）	管種	口径 （mm）	延長 （m）																																																																																																																																																																																																					
（中略）																																																																																																																																																																																																												
10	都島	都島南通２丁目～中野町２丁目	1965	1.3	F A	φ 500 他	1,200																																																																																																																																																																																																					
合計							16,880																																																																																																																																																																																																					
18		P. 69 第4-3(3)（エ） 表4-6	表４－６　水管橋一覧 <table><tr><td>番号</td><td>区</td><td>場所</td><td>布設 年度</td><td>管種</td><td>口径 （mm）</td><td>延長 （m）</td><td>形式</td><td>橋梁名</td><td>交差物 （河川等）</td></tr><tr><td>2</td><td>淀川</td><td>吹田市江の木町～ 南吹田５丁目</td><td>1986</td><td>S P D S 2</td><td>φ 200</td><td>20</td><td>独立</td><td>五反田橋</td><td>糸田川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>24</td><td>北</td><td>天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目</td><td>1981</td><td>S P</td><td>φ 800</td><td>660</td><td>添架</td><td>長柄橋</td><td>淀川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>40</td><td>城東</td><td>関目４丁目</td><td>2008</td><td>D N S</td><td>φ 300</td><td>40</td><td>添架</td><td>北葦橋</td><td>城北川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>52</td><td>鶴見</td><td>中茶屋１丁目</td><td>1990</td><td>D S 2</td><td>φ 200</td><td>20</td><td>添架</td><td>東三荘橋</td><td>古川</td></tr><tr><td>53</td><td>鶴見</td><td>横堤４丁目</td><td>1999</td><td>D K</td><td>φ 500</td><td>10</td><td>独立</td><td>横堤橋</td><td>西三荘遊歩道</td></tr><tr><td colspan="10">後略</td></tr></table>	番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 （mm）	延長 （m）	形式	橋梁名	交差物 （河川等）	2	淀川	吹田市江の木町～ 南吹田５丁目	1986	S P D S 2	φ 200	20	独立	五反田橋	糸田川	中略										24	北	天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目	1981	S P	φ 800	660	添架	長柄橋	淀川	中略										40	城東	関目４丁目	2008	D N S	φ 300	40	添架	北葦橋	城北川	中略										52	鶴見	中茶屋１丁目	1990	D S 2	φ 200	20	添架	東三荘橋	古川	53	鶴見	横堤４丁目	1999	D K	φ 500	10	独立	横堤橋	西三荘遊歩道	後略										表４－６　水管橋一覧 <table><tr><td>番号</td><td>区</td><td>場所</td><td>布設 年度</td><td>管種</td><td>口径 （mm）</td><td>延長 （m）</td><td>形式</td><td>橋梁名</td><td>交差物 （河川等）</td></tr><tr><td>2</td><td>淀川</td><td>吹田市江の木町～ 南吹田５丁目</td><td>1985</td><td>S P D S 2</td><td>φ 200</td><td>20</td><td>独立</td><td>五反田橋</td><td>糸田川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>24</td><td>北</td><td>天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目</td><td>1980</td><td>S P</td><td>φ 800</td><td>660</td><td>添架</td><td>長柄橋</td><td>淀川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>40</td><td>城東</td><td>関目４丁目</td><td>2007</td><td>D N S</td><td>φ 300</td><td>40</td><td>添架</td><td>北葦橋</td><td>城北川</td></tr><tr><td colspan="10">中略</td></tr><tr><td>52</td><td>鶴見</td><td>中茶屋１丁目</td><td>1989</td><td>D S 2</td><td>φ 200</td><td>20</td><td>添架</td><td>東三荘橋</td><td>古川</td></tr><tr><td>53</td><td>鶴見</td><td>横堤４丁目</td><td>1998</td><td>D K</td><td>φ 500</td><td>10</td><td>独立</td><td>横堤橋</td><td>西三荘遊歩道</td></tr><tr><td colspan="10">後略</td></tr></table>	番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 （mm）	延長 （m）	形式	橋梁名	交差物 （河川等）	2	淀川	吹田市江の木町～ 南吹田５丁目	1985	S P D S 2	φ 200	20	独立	五反田橋	糸田川	中略										24	北	天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目	1980	S P	φ 800	660	添架	長柄橋	淀川	中略										40	城東	関目４丁目	2007	D N S	φ 300	40	添架	北葦橋	城北川	中略										52	鶴見	中茶屋１丁目	1989	D S 2	φ 200	20	添架	東三荘橋	古川	53	鶴見	横堤４丁目	1998	D K	φ 500	10	独立	横堤橋	西三荘遊歩道	後略									
番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 （mm）	延長 （m）	形式	橋梁名	交差物 （河川等）																																																																																																																																																																																																			
2	淀川	吹田市江の木町～ 南吹田５丁目	1986	S P D S 2	φ 200	20	独立	五反田橋	糸田川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
24	北	天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目	1981	S P	φ 800	660	添架	長柄橋	淀川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
40	城東	関目４丁目	2008	D N S	φ 300	40	添架	北葦橋	城北川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
52	鶴見	中茶屋１丁目	1990	D S 2	φ 200	20	添架	東三荘橋	古川																																																																																																																																																																																																			
53	鶴見	横堤４丁目	1999	D K	φ 500	10	独立	横堤橋	西三荘遊歩道																																																																																																																																																																																																			
後略																																																																																																																																																																																																												
番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 （mm）	延長 （m）	形式	橋梁名	交差物 （河川等）																																																																																																																																																																																																			
2	淀川	吹田市江の木町～ 南吹田５丁目	1985	S P D S 2	φ 200	20	独立	五反田橋	糸田川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
24	北	天神橋８丁目～ 東淀川区柴島１丁目	1980	S P	φ 800	660	添架	長柄橋	淀川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
40	城東	関目４丁目	2007	D N S	φ 300	40	添架	北葦橋	城北川																																																																																																																																																																																																			
中略																																																																																																																																																																																																												
52	鶴見	中茶屋１丁目	1989	D S 2	φ 200	20	添架	東三荘橋	古川																																																																																																																																																																																																			
53	鶴見	横堤４丁目	1998	D K	φ 500	10	独立	横堤橋	西三荘遊歩道																																																																																																																																																																																																			
後略																																																																																																																																																																																																												

番号	該当箇所	修正前（令和3年6月8日公表時点）	修正後																																											
19	P. 70 第4-3(3)(エ) 表4-7	表 4－7 共同溝内管路 <table><tr><th>番号</th><th>区</th><th>場所</th><th>布設 年度</th><th>管種</th><th>口径 (mm)</th><th>延長 (m)</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>此花</td><td>北港白津1丁目～ 夢洲1丁目</td><td>2013</td><td>D N S</td><td>φ 300</td><td>620</td><td>夢洲共同シールド内</td></tr></table>	番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 (mm)	延長 (m)	備考	1	此花	北港白津1丁目～ 夢洲1丁目	2013	D N S	φ 300	620	夢洲共同シールド内	表 4－7 共同溝内管路 <table><tr><th>番号</th><th>区</th><th>場所</th><th>布設 年度</th><th>管種</th><th>口径 (mm)</th><th>延長 (m)</th><th>形式</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>此花</td><td>北港白津1丁目～ 夢洲東1丁目</td><td>2013</td><td>D N S</td><td>φ 300</td><td>620</td><td>溝内 配管</td><td>夢舞共同シールド内</td></tr><tr><td>2</td><td>住之江</td><td>南港南2～5丁目</td><td>1989</td><td>D K</td><td>φ 300</td><td>1,320</td><td>溝内 配管</td><td>かもめトンネル内</td></tr></table>	番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 (mm)	延長 (m)	形式	備考	1	此花	北港白津1丁目～ 夢洲東1丁目	2013	D N S	φ 300	620	溝内 配管	夢舞共同シールド内	2	住之江	南港南2～5丁目	1989	D K	φ 300	1,320	溝内 配管	かもめトンネル内
番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 (mm)	延長 (m)	備考																																							
1	此花	北港白津1丁目～ 夢洲1丁目	2013	D N S	φ 300	620	夢洲共同シールド内																																							
番号	区	場所	布設 年度	管種	口径 (mm)	延長 (m)	形式	備考																																						
1	此花	北港白津1丁目～ 夢洲東1丁目	2013	D N S	φ 300	620	溝内 配管	夢舞共同シールド内																																						
2	住之江	南港南2～5丁目	1989	D K	φ 300	1,320	溝内 配管	かもめトンネル内																																						
20	P. 83 第5-3(2)カ(イ)	(イ) 利用者から水質異常に関する届け出や相談があったときは、現地確認を行 ^う 等原因究明に努め、必要な措置を行うこと。	(イ) 利用者から水質異常に関する届け出や相談があったときは、現地確認を行 ^{い、必要に応じて水質検査を行う} 等原因究明に努め、必要な措置を行うこと。																																											
21	P. 84 第5-4	⑩クロスコネクション発生時の対応ガイドライン：（2）	⑩クロスコネクション発生時の対応ガイドライン、 クロスコネクション立入調査マ ニュアル ：（2）																																											
22	P. 88 第6-4	⑦ <u>水道局新型インフルエンザ対応マニュアル</u> ：（2）	⑦ 大阪市水道局事業継続計画【B C P 感染症対策編】 ：（2）																																											
23	P. 44 第3-4 P. 75 第4-4 P. 84 第5-4 の参照文書	各要求水準に基づく業務の実施にあたっては、市のこれまでの取組実績を示す以 下の文書を参照すること。 <u>ただし、下線の参照文書は実施方針の公表時に示してお り、それ以外の参照文書は、基本協定締結後に優先交渉権者に提供予定である。</u> （ <u>規定</u> 類）	各要求水準に基づく業務の実施にあたっては、市のこれまでの取組実績を示す以 下の文書を参照すること。 （ 規程 類）																																											